

様式第2号（第8条関係）

審議会等会議録

会議の名称	令和3年度第1回加須市情報公開・個人情報保護運営審議会
開催日時	令和3年7月16日（金） 午後1時15分～午後2時55分
開催場所	加須市役所5階 505会議室
議長氏名	内田昇会長
出席委員	内田昇会長、尾高幸江副会長、山田真一郎委員、瀬戸正行委員、小沼久義委員、平井喜一朗委員、足立和孝委員
欠席委員	小川良雄委員、上園雅子委員、根岸広登委員
会議次第	<p>1 開会 2 委嘱 3 あいさつ 4 議事</p> <p>(1) 個人情報の外部提供及びコンピュータの外部接続による外部提供についての諮問 納入通知書事務等</p> <p>(2) コンピュータの外部接続による外部提供についての諮問</p> <p> ア 固定資産税課税台帳・補充課税台帳整備事務 イ 行政手続における申請書等の自動データ化に係る事務</p> <p>(3) 特定個人情報保護評価（重点項目評価）の再実施につき意見を求めるについて</p> <p> ア 住民基本台帳に関する事務 イ 個人住民税に関する事務 ウ 予防接種に関する事務</p> <p>(4) 個人情報の取扱いについての報告</p> <p> ア 特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の再実施に関する報告について イ 住民基本台帳ネットワークに係る個人情報処理状況に関する報告について ウ 個人情報取扱事務の届出に関する報告について</p> <p>5 その他 6 閉会</p>
会議資料の名称	令和3年度第1回加須市情報公開・個人情報保護運営審議会会議資料 ・資料1【諮問】、資料2【意見聴取】、資料3【報告】
会議の公開又は非公開の別	公開
非公開の理由	一
傍聴者の数	0人
説明者の職・氏名	水道課 課長 立岡昭一 主幹 小野 裕 稅務課 課長 小川健司 業務改善課 課長 野本博一 市民課 課長 蓮見晴美 健康医療推進課 課長 高瀬郁子 総務課 課長 細田周作
事務局職員職・氏名	総務部長 高橋敦男 総務課 課長 細田周作 主幹 中村謙三 主査 江花豊希

様式第2号（第8条関係）

	主査 小林正樹
会議録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 全文記録
その他必要な事項	

様式第3号（第8条関係）

発言者	会議の内容（発言内容、審議経過、決定事項等）
	1 開会
司会（中村主幹）	〔略〕
	2 委嘱
	〔略〕
	3 あいさつ
市長	〔略〕
内田会長	〔略〕
事務局紹介	〔略〕
司会（中村主幹）	それでは、これより本日の議事に入りますが、会議の議長につきましては、「加須市情報公開・個人情報保護運営審議会条例」第6条の規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、以後の進行につきましては、内田会長にお願いしたいと存じます。
	4 議事
	(1) 個人情報の外部提供及びコンピュータの外部接続による外部提供についての諮問
	納入通知書事務等
内田会長	それでは、次第に基づきまして、順次、議事を進めさせていただきたいと存じます。 まず、議事の(1)、個人情報の外部提供及びコンピュータの外部接続による外部提供についての諮問になります、「納入通知書事務等」について、審議したいと存じます。 この業務の所管課であります、水道課から簡潔に説明をしてください。
水道課（立岡課長）	資料1のP.1～51に沿って説明
内田会長	ありがとうございました。 ただ今の説明に対しまして、特に個人情報保護に関する内容について、何か御意見・御質問がございましたら、挙手の上、御発言ください。
山田委員	これまで現行のオンプレミス型で、B S N アイネットは市業務において、どのような関わり方をしてきたのでしょうか。
水道課（小野主幹）	システム提供会社であるB S N アイネットは、新潟県に本社がありまして、現行は水道課の事務所内のコンピューターで処理をしておりますが、システムの更新年度に当たりまして、B S N アイネットのデータセンターで処理を行うようにすることによって、先ほどの説明で

	申し上げたような災害対応やコストの削減を図るものです。
山田委員	新潟県にあるデータセンターの堅牢性というのはどのようになっていますか。
水道課(小野主幹)	<p>ベンダー側によりますと、B S N アイネットに限らず、データセンターを 2 箇所持っているケースが多いようです。</p> <p>B S N アイネットについては、本社がある新潟県に 1 箇所、サブとして北海道に 1 箇所データセンターがあり、メインが災害等でパンクしたとしても、北海道のデータセンターで復元したものが残っていますので、市の業務の継続性は確保できることになります。</p>
内田会長	<p>委員の皆様方、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは審議会として、この諮問事項について承認するということによろしいでしょうか。</p>
委員全員	(異議なし)
内田会長	御異議がないようでございますので、委員の皆様の御承認により、この案件を承認することといたします。
	(2) コンピュータの外部接続による外部提供についての諮問
	ア 固定資産税課税台帳・補充課税台帳整備事務
内田会長	<p>続きまして、議事の(2)、コンピュータの外部接続による外部提供についての諮問アの「固定資産税課税台帳・補充課税台帳整備事務」について、審議したいと存じます。</p> <p>この業務の所管課であります、税務課から説明をお願いします。</p>
税務課(小川課長)	資料 1 の P. 52 ~ 83 に沿って説明
内田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明に対しまして、何か御意見・御質問がございましたら、挙手の上、御発言ください。</p>
委員全員	(御意見・御質問なし)
内田会長	<p>委員の皆様方、よろしいでしょうか。</p> <p>審議会として、この諮問事項について承認するということでよろしいでしょうか。</p>
委員全員	(異議なし)
内田会長	御異議がないようでございますので、委員の皆様の御承認により、この案件を承認することといたします。
	イ 行政手続における申請書等の自動データ化に係る事務

内田会長	<p>続きまして、議事の（2）、イの「行政手続における申請書等の自動データ化に係る事務」について、審議したいと存じます。</p> <p>この業務の取りまとめを所管する課であります、業務改善課から説明をお願いします。</p>
業務改善課（野本課長）	資料1のP. 84～108に沿って説明
内田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明に対しまして、何か御意見・御質問がございましたら、挙手の上、御発言ください。</p>
平井委員	A I – O C R を導入した場合の例として健康診断が挙げられていますが、担当する課はどちらになるのでしょうか。
業務改善課（野本課長）	<p>資料1の86ページで対象業務をNo.1からNo.8まで挙げていますが、がん検診等の健康診断の結果入力が、今後主体になっていくものと考えております。</p> <p>担当課としましては、健康医療推進課、いきいき健康長寿課、母子関係ではこども局の子育て支援課が該当します。加えて口座振替依頼書については収納課が一元的に管理をしています。</p>
平井委員	説明を伺い、事務の効率化が図られるものとお見受けしましたが、「とねっと」関連では利用できないのでしょうか。
業務改善課（野本課長）	「とねっと」の事務自体が、市の直接の事務ではありませんし、費用負担の問題等の検討すべき点はあるものと思われますが、今回はあくまで、収集した申請書等のデータを提供することではなく、手書きの情報をテキストデータ化するというところに主眼を置いていますので、発展的に既存のシステムと連携していくことまでを想定しているわけではありません。今まで手入力していたものを自動でシステムに取り込めるように処理をすることがメインの目的になります。
平井委員	市の業務とは直接関係がないようですが、例えば医者が書いた文書をデータ化するのに手間がかかるので、このシステムを上手く活用すれば事務が効率的になり、「とねっと」の利用頻度が上がっていくものと思われる所以、幅広く活用してほしいと思います。
業務改善課（野本課長）	県内で初めての取組ですので、現状を分析しながら幅広い活用を検討していきたいと思います。
内田会長	<p>委員の皆様方、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、審議会としては、この諮問事項について承認するということによろしいでしょうか。</p>
委員全員	(異議なし)

内田会長	御異議がないようでございますので、委員の皆様の御承認により、この案件を承認することといたします。
	(3) 特定個人情報保護評価（重点項目評価）の再実施につき意見を求めるることについて
内田会長	<p>続きまして、議事の(3)、特定個人情報保護評価の「重点項目評価」の再実施について審議したいと存じます。</p> <p>こちらの議事につきましては、審議会の皆様の意見を求める対象となる事務が3件あるということでございますが、それぞれの事務の内容に入る前に、そもそも特定個人情報保護評価とはどういうことなのか、その概要について、改めて説明を求めます。</p> <p>また、次第の順番とは異なりますが、議事の(4)の報告事項のうち、アの特定個人情報保護評価の基礎項目評価の再実施についても関連がありますので、一括して業務改善課から簡潔に説明をしてください。</p>
業務改善課（野本課長）	資料2のP.1～7、資料3のP.1～127に沿って説明
内田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明に対しまして、何か御意見・御質問がございましたら、挙手の上、御発言ください。</p>
委員全員	(御意見・御質問なし)
	ア 住民基本台帳に関する事務
内田会長	<p>それでは、重点項目評価の1件目であります「住民基本台帳に関する事務」について、審議したいと存じます。</p> <p>この業務の所管課であります、市民課から簡潔に説明をしてください。</p>
市民課（蓮見課長）	資料2のP.8～64に沿って説明
内田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明に対しまして、何か御意見・御質問がございましたら、挙手の上、御発言ください。</p>
委員全員	(御意見・御質問なし)
内田会長	委員の皆様方、よろしいでしょうか。
委員全員	(異議なし)
内田会長	御異議がないようでございますので、この案件につきましては、当審議会の意見としては「実施機関が行った評価の適合性及び妥当性について確認した」ということとさせていただきます。
	イ 個人住民税に関する事務

内田会長	<p>それでは、重点項目評価の2件目であります「個人住民税に関する事務」について、審議したいと存じます。</p> <p>この業務の所管課であります、税務課から簡潔に説明をしてください。</p>
税務課(小川課長)	資料2のP. 65～133に沿って説明
内田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明に対しまして、何か御意見・御質問がございましたら、挙手の上、御発言ください。</p>
委員全員	(御意見・御質問なし)
内田会長	委員の皆様方、よろしいでしょうか。
委員全員	(異議なし)
内田会長	御異議がないようでございますので、この案件につきましても、先ほどの案件と同様に、当審議会の意見としては「実施機関が行った評価の適合性及び妥当性について確認した」ということとさせていただきます。
	ウ 予防接種に関する事務
内田会長	<p>それでは、重点項目評価の3件目であります「予防接種に関する事務」について、審議したいと存じます。</p> <p>この業務の所管課であります、健康医療推進課から簡潔に説明をしてください。</p>
健康医療推進課 (高瀬課長)	資料2のP. 134～155に沿って説明
内田会長	<p>ただ今の説明に対しまして、何か御意見・御質問がございましたら、挙手の上、御発言ください。</p>
委員全員	(御意見・御質問なし)
内田会長	委員の皆様方、よろしいでしょうか。
委員全員	(異議なし)
内田会長	御異議がないようでございますので、この案件につきましても、先ほどの案件と同様に、当審議会の意見としては「実施機関が行った評価の適合性及び妥当性について確認した」ということとさせていただきます。
内田会長	<p>以上で、議事のうち、諮問事項については、全て御承認をいただきました。</p> <p>なお、これらの諮問に対する答申書の内容と、当審議会からの意見書の内容につきましては、会長に一任していただきたいと存じます。</p>
	(4) 個人情報の取扱いについての報告

	イ 住民基本台帳ネットワークに係る個人情報処理状況に関する報告について
内田会長	続きまして、議事の(4)、個人情報の取扱いについての報告イの「住民基本台帳ネットワークに係る個人情報処理状況に関する報告」について、所管課であります、市民課から説明をお願いします。
市民課(蓮見課長)	資料3のP.128に沿って説明
内田会長	ありがとうございました。 ただ今の説明に対しまして、何か御意見・御質問がございましたら、挙手の上、御発言ください。
平井委員	特例転出とはどのようなことをいうのでしょうか。
市民課(蓮見課長)	特例転出につきましては、マイナンバーカードを所有している方が他市で転出の届出をしますと、住基ネットを通じてその転出証明書の内容が加須市の方で取得できるようになり、住基ネットから市の住基にその情報を取り込んで、転入の手続をさせていただくというものになります。市民にとっては転出証明書という書類を紙ベースで提出せずに済むというメリットがあり、行政側では個人番号や氏名等の情報を誤入力するリスクがなくなるというメリットがあります。
内田会長	よろしいでしょうか。 特にないようであれば、ただ今の報告については了承することいたします。
	ウ 個人情報取扱事務の届出に関する報告について
内田会長	続きまして、議事の(4)ウの「個人情報取扱事務の届出に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。
事務局(細田課長)	資料3のP.129~132に沿って説明
内田会長	ありがとうございました。 ただ今の説明に対しまして、何か御意見・御質問がございましたら、挙手の上、御発言ください。
委員全員	(御意見・御質問なし)
内田会長	よろしいでしょうか。 特にないようであれば、ただ今の報告については了承することいたします。
	5 その他
内田会長	続きまして、次第の5「その他」につきまして、事務局から何かございますか。
事務局(細田課長)	3点ございます。 1点目は、個人情報の保護に関する法律の改正についてのご報告で

	<p>ございます。</p> <p>(資料3のP. 133～135に沿って説明)</p> <p>2点目は、本日の会議録の関係でございますが、事務局で作成後、会長の承認を得て確定することで、よろしいでしょうか。</p> <p>3点目は、次回の会議の開催時期でございますが、審議会を開催する必要が生じた際に、会長及び副会長と日程調整の上、開催するということで、よろしいでしょうか。</p>
内田会長	ただ今、個人情報保護法の改正、会議録の作成及び次回の会議の開催時期の3点について、事務局から説明がありました。皆様いかがでしょうか。
平井委員	避難訓練のときに、災害時の避難者の安否確認について個人情報なので教えられないという説明がありましたが、個人情報保護制度との関連を教えてください。
事務局(中村主幹)	個人情報の開示というのは、原則として御本人以外には行わないという前提がありますが、災害時や緊急時にはその方の生命や財産等を保護するためにやむを得ないときは外部に提供できることになっていきますので、こういった状況下においては、必要性を考慮して市から情報提供させていただくことになります。
尾高副会長	民生委員も災害時要援護者の名簿を持っていまして、災害時には個人情報を開示してよいということを言われています。先ほどの平井委員のお話にあった個人情報を提供できないというのはおそらく避難訓練だからという理由からの発言だったと思いますので、非常時には提供されるものだと思います。
内田会長	それでは、会議録の作成及び次回の会議の開催時期については、事務局から説明があったとおりで了解することにしたいと思います。 以上をもちまして、本日予定された議題は全て終了となりましたので、議長をおろさせていただきます。 委員の皆様ありがとうございました。
	5 閉会
司会(中村主幹)	内田会長、委員の皆様、大変ありがとうございました。ここで、総務部長から御礼のあいさつを申し上げます。
総務部長	[略]
司会(中村主幹)	それでは、閉会の御挨拶を尾高副会長からお願いしたいと存じます。
尾高副会長	[略]
司会(中村主幹)	ありがとうございました。 これで、閉会いたします。

お気をつけてお帰りください。

本日は、誠にありがとうございました。

会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。(注)

令和3年 7月27日

署名

内田昇

(注) 特に署名を要しない審議会等については、事務局名を記入してください。